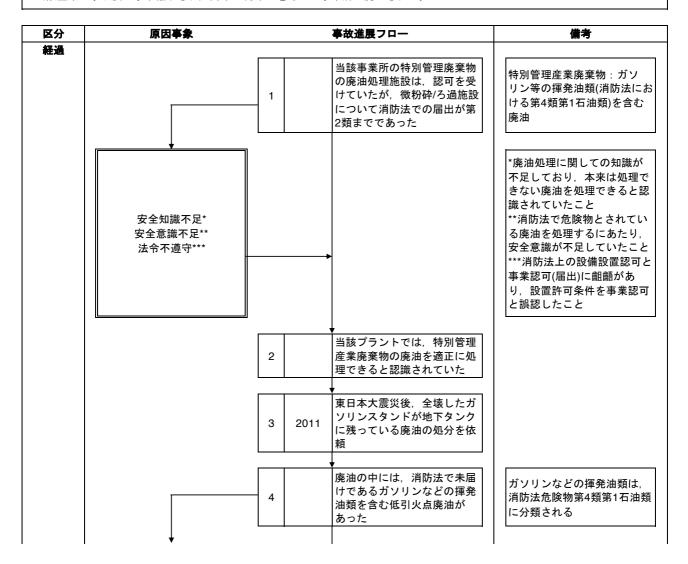
## 

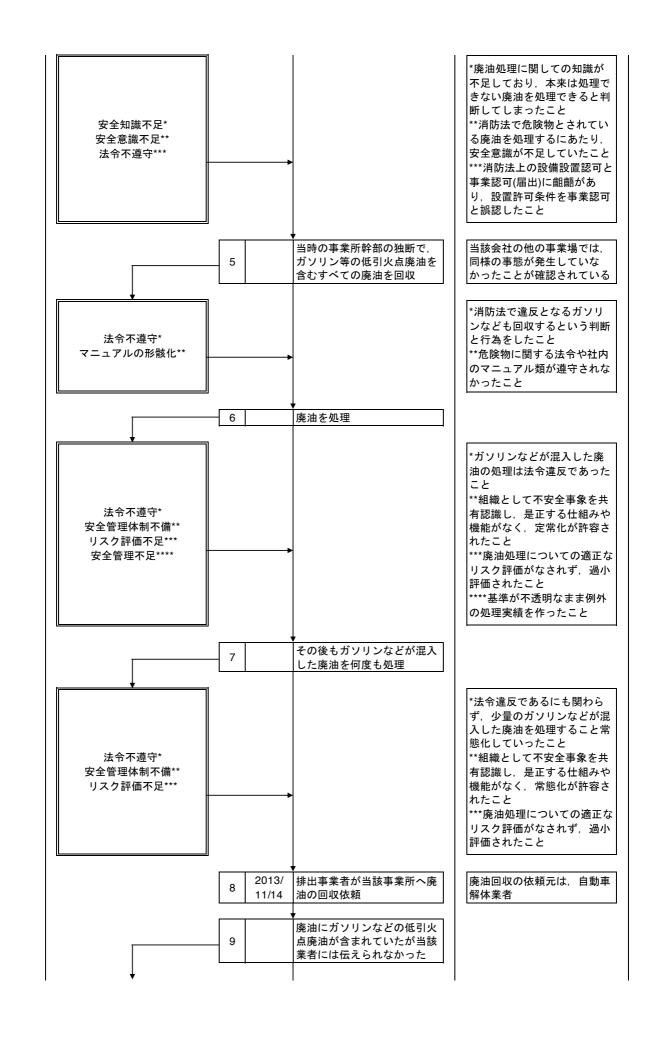
2013年11月15日(金)15時30分頃,千葉県野田市

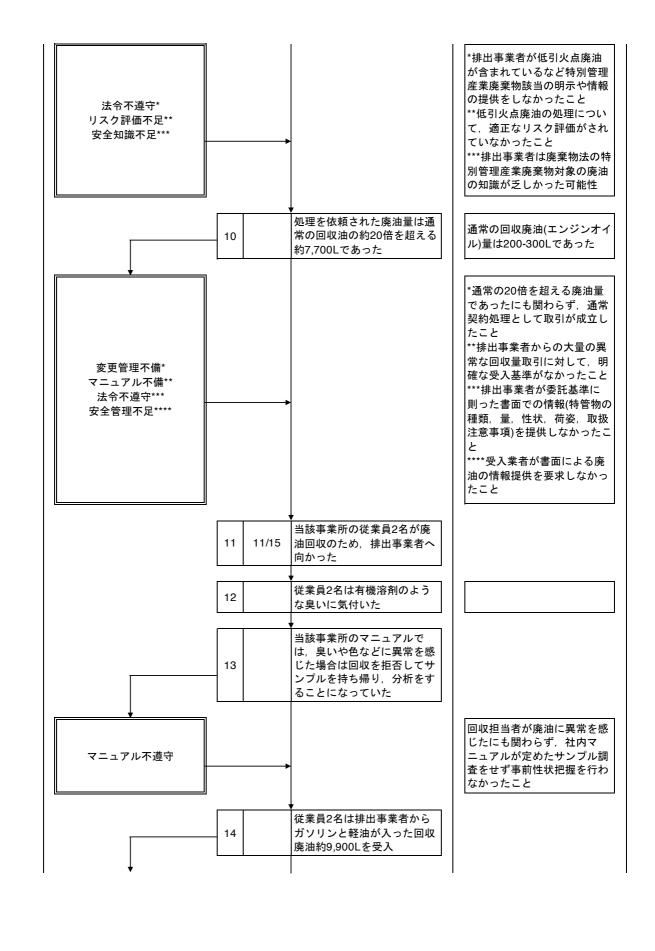
産業廃棄物処理会社の廃油精製施設にある廃油再生プラントで爆発、火災が起きた。当該設備から約2.3-2.7kmの範囲内にある企業の51事業所の建物が破損し、約600m離れた小学校の窓ガラスが破損した。従業員2名が死亡、2名が重傷、7名がけがを負ったほか、事業者外の2名が重傷、13名が軽傷を負った。調べでは、当該事業所が他の業者から受け入れた廃油に、ガソリンや軽油の混合物が混入しており、加熱した廃油が遠心分離機で処理された際に大量の可燃性蒸気が発生、拡散し、爆発した可能性がある。

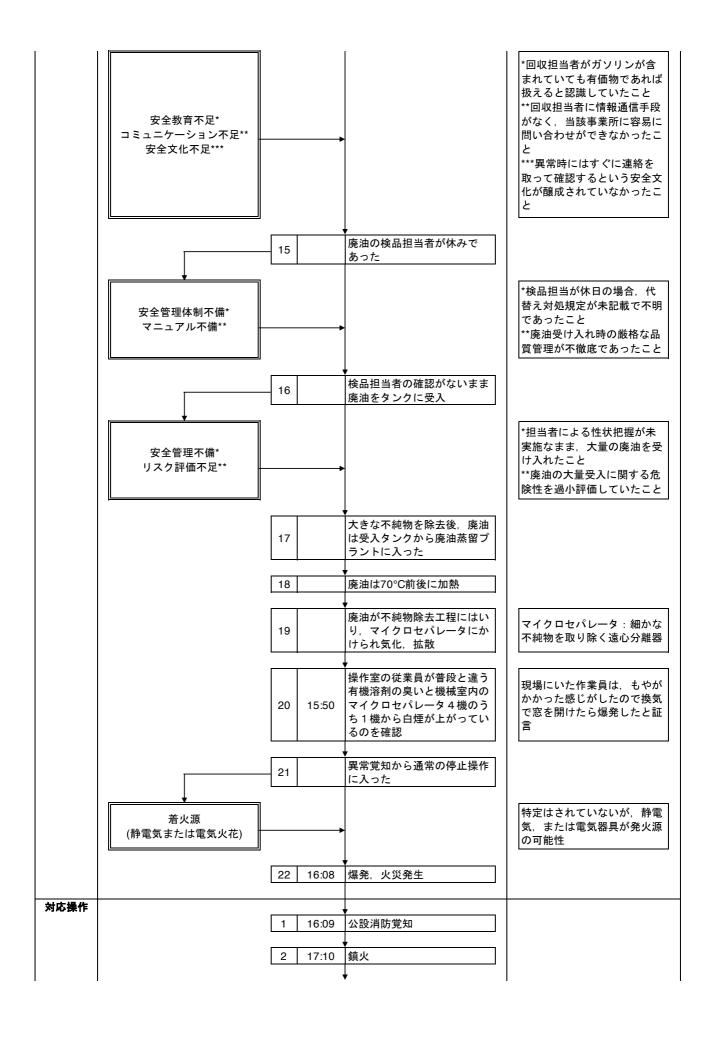
## 背景

- ・当該企業は、1973年創業、再製油の製造・販売、産業廃棄物の収集・運搬おびリサイクル業を営む。1981年に再生重油の精製設備を設置して、廃油処理を開始した。従業員約270名。
- ・廃油処理設備は、蒸留施設と微粉砕/ろ過施設と受入れ、出荷タンク群で構成される。消防法上は、蒸留施設が危険物第4類第3石油類の処理、微粉砕/ろ過施設を第1石油類処理施設として許認可設置したが、第2石油類処理までが届出された。
- ・廃油再生は、廃油の種類を限定し、遠心分離機を用いて70°Cでマイクロフィルタによる固形不純物除去、85°Cで溶剤洗浄、95°Cで蒸留缶による水分除去に特化していた。
- ・環境省の廃棄物処理法では、消防法上の危険物第4類第1、第2石油類を含む廃油は特別管理産業廃棄物として規定されており、運搬または処分を他に委託する場合の委託基準が規定されている。
- ・当該企業は事故後は事業縮小され、同年11月末日をもって事業所が廃止された。









	3	11/18	消防庁から当該事業者に対して、廃油処理施設等における 事故防止対策徹底を通知	・通知は消防庁から都道府県 消防防災部長へ ・品質管理、設備の適切な監 視・制御・維持管理、および 緊急対応の確認と周知・訓練 の実施が通知された
	4	2015/ 3/31	千葉地方検察庁が、会社幹部 2名を業務上過失致死傷と労 働安全衛生法違反、会社を労 働安全衛生法違反で起訴	事業所は消防法上は嫌疑不十分で不起訴となった
振りめ				
対応策	1	安全管理体制	廃油処理施設受入時の全車両への引火点測定の実施と測定結果に基づく各施設での受入可否判定後の工場での受入(荷降ろし)の徹底	
	2		低引火点油類の収集禁止について現場の収集担当員への周知、 徹底	
	3	安全管理	排出事業者への低引火点油類の未回収の告知徹底	
	4	安全教育	依頼チラシ配布による排出事業者での油種分別案内の継続 実施及び低引火点廃油保管容器の提供案内の実施	
	5	手順書	周知徹底のためのマニュアル の整備	
	6	安全教育	マニュアル実行のための安全教育の実施(外部講師等による講習会の実施を含む)	
	7	安全管理体制	現場部門(廃油課と製造課)間 の連絡体制構築と安全管理の ためのダブルチェック体制の 採用	
	8	安全管理	太社党シの安全等理が問む署	
	9	安全管理体制	全社労働安全委員会の設置及び運営事業所の規模に関わら	
	10	安全教育	各事業所は安全管理責任者と 共に、策定されたマニュアル を周知徹底するための安全教 育を、各事業所従業員に対し 可及的速やかに実施	警察、消防等行政機関の人員 を講師としての安全教育の実 施
	11	安全管理体制	従業員から安全に対する有用な懸念事項、改善策が示された際に、安全管理部門の改善策に活かす等、全社一体となった情報フィードバックの体勢構築と安全管理対応	
	12	安全文化	全社共通の「安全作業宣言」 の制定と各階層のミーティン グの際の参加者全員唱和	

13	情報公開	内外に大きな被害が出た事故 は事故原因をグローバルな視 点で分析し、再発防止のため の情報を社会と共有、認識で きるよう公開するというルー ルの構築
14	リスク 管理	排出事業者と処理事業者の双 方向コミュニケーションを実 施し、特別管理産業廃棄物の 取引方法の確立、およびその 変更の危険性管理の義務化
15	情報共有	排出事業者と処理事業者へ向けた廃棄物情報の提供に関するガイドラインおよびWDS (Waste Data Shee t)の作成と共有管理
16	コミュニケーション	通信プラットフォームを導入、活用し、顧客や営業部を含む事業所各部門間の連絡を活性化、および情報交換、ストックの充実
17	安全管理	事業所各部門間においてWDS 情報の表示と処理プロセス管 理の共有をするなど、オープ ンコミュニケーション基盤を 充実させた組織による多層防 護の構築
18	リスク 管理	事業所の社内定期監査と議論 の実施により、産廃処理事業 リスクを社内共有

RISCAD提案
RISCAD提案

## 教訓

- ・**廃油処理の安全は受入管理から**:廃油は種々の成分の混入危険があるが、排出者から都度正確な情報提供がされるとは限らない。廃油の品質チェックは、事故を防ぐための最後の安全の要石である。受入品質の性状管理を厳守し、自ら施設のリスクを共有する仕組を構築して守っていかなければならない。
- ・悪しき風土は増殖する:会社の上層部が事業収益に偏重し安全規律のタガが緩むと、安全軽視の風潮が会社全体に拡大し、それが常態化してしまう。トップの姿勢は皆が見ているものと認識し、安全な事業活動を行っていく必要がある。